

2010年4月16日

横須賀市長 吉田 雄人 様

日本共産党横須賀市議団

井坂 新哉

ねぎし かずこ

大村 洋子

核密約問題に関する市長の対応についての抗議と申し入れ

本年3月10日、外務省が設置した「いわゆる『密約』問題に関する有識者委員会」の報告書を受けた市長のコメントについて、わが団は3月18日に市長への申し入れを行いました。その内容は、市長のコメントがこの問題の本質に触れるものとして一定の評価をしながら、密約そのものである「討議記録」を廃棄するよう政府に対し要請すること。

「核兵器搭載能力を有する艦船の寄港に伴う核兵器搭載の有無の確認と「非核三原則」の厳正な遵守について」の「その都度の要請」を再開すること。核が絶対に持ち込まれることがないよう、「通過・寄港」も許さない文字通り非核三原則を厳守する実効ある措置を要求することの3点でした。

4月9日岡田外相は本市を訪れ、3月16日に市長が提出された要請に対する回答をしました。その内容は3月9日の岡田外相のコメントや3月10日の北米局地位協定室長の説明と同じ内容であり、何ら新たな事実や検証結果が示されたものではなく、市長が求められた「認識の不一致の改善」についても「認識の違いの修正は行わない」と明言し、改善する方向性は全く示されませんでした。

今度の来訪で岡田外相は核兵器の持ち込みがないことの第1の理由として「91年に発表された米国の核政策に従って行われた戦術核兵器の撤去が完了したことは92年に発表されている。」としていますが、94年の米「核態勢の見直し」(NPR)で「潜水艦に核巡航ミサイルを配備する能力を維持する」という政策変更を行った事実があり、攻撃型原潜は核兵器の撤去の対象外となっています。また2008年の米政府報告書でも「海洋発射核巡航ミサイルからなる非戦略核戦力は維持される」と明記されていること。2009年の米議会報告書でロサンゼルス級攻撃型原潜への「陸地攻撃核巡航ミサイル(TLAM/N)の配備」を明記していること。2000年からの10年間でロサンゼルス級・同改良型の攻撃型原潜の日本寄港が479回におよぶことが明らかになっています。今回の来訪で岡田外相はこのような事実を意図的に隠しているとしか言いようがありません。

核兵器の持ち込みがない2つ目の理由として、6日に発表された「核態勢の見直し」(NPR)を挙げていますが、ここでは、同時に非戦略核兵器配備の能力を残すと明記されていますし、有事の際に持ち込まれる可能性もあり、この(NPR)をもって今後一切核兵器の持ち込みがないと断言できるものとはなり得ません。

また、米政府は、NCND(核兵器の存在を否定も肯定もしない)政策をいまだ堅持してお

り、市長が3月10日に指摘した通り有識者委員会の報告で示された事前協議の対象の認識の不一致が改善されなければ、横須賀に核持ち込みがないとする明確な証拠にはなりません。

市長がこのような外務省の曖昧な説明を何の検証もしないまま鵜呑みにすることは、これまで嘘を付き続けてきた外務省を免罪するばかりでなく、市長が外務省と同様の加担者になってしまうことを憂慮するものです。

市長は3月10日に「認識の不一致のままで良いというのが、外務大臣の判断か。」「それでは、今までと一緒に、暗黙の合意のままだ。」「認識の不一致があるが、事前協議は生きているでは、納得できない。」「私は、市民のことを考えて行動する。」と横須賀への核持ち込みを許さない実効性を求めた重要な発言をされております。このご自身の発言に責任を持って行動することが何より求められており、しかもこの今が逃すことを許されないもっとも重要な局面にあると思います。

それにもかかわらず、市長の今回の対応は、ご自分の発言をも否定し、市民の不安を受け止めた行動とは到底言えず、さらにこれまでの市長以上に不誠実な対応といわざるを得ないもので、私たちは厳重に抗議するとともに、ご自分の発言の原点に立ち戻ることを心より願うものです。

また、前述のような米国の「核態勢の見直し(NPR)」など、私たちが示した事実についてどのように判断されているのか、以下の点について速やかに文書で回答いただくよう求めます。

記

1. 今後、核密約が存続する以上横須賀への核持ち込みの疑惑ははれませんが、政府に核密約の廃棄を求めるべきと思いますが、どのように考えるか。
2. 94年の米「核態勢の見直し」(NPR)、2008年の米政府報告書、2009年の米議会報告書などに明記されている内容についてどのように認識されているのか。またこの事実を外務省に問い合わせるべきと思いますが、どのように考えるか。
3. 94年以降ロサンゼルス級・同改良型の攻撃型原潜が本市に何隻入港したのか。
4. NCND(核兵器の存在を否定も肯定もしない)政策と有識者委員会の報告で示された事前協議の対象の認識の不一致が存在することについてどのように考えるか。
5. 3月10日の北米局地位協定室長と今回の岡田外相の説明内容には違いは全くないにもかかわらず、本市への核兵器の持ち込みが今後一切ないと判断した理由は何か。

以上